

都市王権論の現状と展望

櫛 木 謙 周

一 はじめに

日本の王権＝天皇制が平安京の都市社会のあり方と密接な関係をもつことに注目して、「都市王権」と表現されることがあり、筆者も以前にこの語を使用したことがある。しかし、その時はこの語のもつ意味について深く検討して使用しなかったことが反省される。そこで本稿の前半では、これまでの代表的研究を取り上げて、それぞれの都市王権論のもつ意義や問題点を整理する。それをふまえて後半では、この概念を用いた研究の今後の展望について、〈公共性〉あるいは〈公共領域^①〉をキーワードとして具体的な例を通して述べてみたい。

ところで、「都市王権」と似た概念として、M・ウェーバーの「都市王制」がある。それは、城砦王制における原始的軍事王制の状態から貴族政ポリスに向かう道とは別に、「官僚制をそなえ

た都市王制」に発展する可能性を指摘する中で述べられている。そして、そこから独裁的ライトウルギー国家（オリエントの専制君主制など）が発展してくるとい^②う。

ここでウェーバーのいう都市王制は、国制の一段階として設定された概念であるが、都市王権はそれとは異なって、国制レベルの実体に即した概念ではなく、王権による支配と都市との密接な関係を示す機能的な概念として把握する必要があるように思われる。その意味では歴史貫通的に存在しうるのであり、王権の支配が都市的社会関係とどのような関係をもった場合に都市王権として規定できるのか、時間的・空間的に多様なあり方をふまえた考察が必要となる^③。

ただ、これまでに提起されてきた都市王権論が、主として平安時代における王権と都市との関係から立論されてきた経緯を考えれば、そこで論じられている事柄に即して問題点を整理し、そこ

から提起できる視点を提示することから始める必要がある。それをふまえて、この概念がどの程度普遍性を有するか、他の時代や地域の研究とのすり合わせを必要とするが、この点はとりあえず本稿の守備範囲外とせざるをえない。

① 本稿で用いる公共領域とは、J・ハーバースによって提起された「公共圏」についての考え方（公共性の構造転換（第二版））細谷眞雄・山田正行訳、未來社、一九九四年）、あるいはそれをめぐる議論を直接の前提としておらず、より一般的な用法に基づいている。すなわちそれは、(a)多種多様な人々に、(b)開かれていて、(c)共通の関心・願望・意志・利益などに関わる領域であり、その属性をもつものを公共性とする。このなかで、(a)の多様性と(b)の開放性が公共性を成り立たせる要件として重要である。それは都市のみに存在するわけではないが、見ず知らずの人々がそこに居住することによって必然的に共通の利害や関心に基づく事柄が生じてくる点で、都市において典型的に生ずる領域といえる。都市はこのように異質な階層・生業等の人々が集住する場であるが、そこでは住民各層が疫病・飢餓・暴力・死等々から逃れようとする共通の切実な願い（それが宗教的な形をとる場合も多い）が生ずるのであり、階層・身分による差別を伴いながらも、共通願望が創り出される。これを受け止める（あるいは対立する）のが公・私の権力や共同体である。

なお、共同体における共同性と公共性とは区別しなければならぬ。浅野充は古代宮都について、天皇が擬制的・幻想的な首長制的共同体としての国家の唯一の首長であることを表現した場として捉えるが（『日本古代の国家形成と都市』校倉書房、二〇〇七年）、これは本稿でも問題にする（都市―王権―国家）の關係について独自の視点から

論じたものとして注目される。しかし、本稿で述べる都市王権論における公共性は、首長制的共同体の共同性とは本質を異にするものである。浅野の論を検討することは、都市王権が成立する前提を考察する際に必要になるかもしれないが、ここでは取り上げないことにする。

② ウェーバー『古代社会経済史』（渡辺金一・弓削達訳、東洋経済新報社、一九五九年）六一―六四頁。

③ 都市と王権との關係については、様々な切り込み方があるが、都市王権論を機能的な面から考える場合に参考になると思われる例についてふれておきたい。L・マンフォードは、分散的な村の経済から高度に組織された都市の経済への変化をもたらした重要な要因を「王の制度」に求める（『歴史の都市、明日の都市』生田勉訳、新潮社、一九六九年、一〇〇頁）。これは、最初の都市形成における王の制度（王権）の役割に注目したものであり、その意図するところは異なるが、あえてこの指摘になぞらえて日本の場合について述べれば、村の経済だけでなく、家庭経済の集合体を統合して機能させる上でも、「王」という制度が必要とされ、それへの求心性が都市王権を生み出すという視点からも読み替えるのではなからうか（なおこの点は、のちに二）で述べる研究と関係する）。

一方、前川和也は、前四千年紀から三千年紀にかけて、南部メソポタミア全域の都市化を指摘し、そこにおける王について、集団労働を組織したり、軍事力を編成したりして、都市民の代表として神に向き合う「都市王」としてのあり方を強調する（『初期メソポタミア時代の都市王権』初期王権研究委員会編『古代王権の誕生』Ⅲ、角川書店、二〇〇三年）。これは都市社会に基盤を置いた王権の機能的側面を重視したものと見える。前川のいう都市王権は、日本で都市王権概念が提唱されている時代とは歴史の段階を異にするが、都市王権を機能的に理解し、特にその公共的機能に注目しての指摘は参考になる。

二 都市王権論の論点

本章では、これまで提起されてきた都市王権論を構成する論点のうち、重要と思われるものをキーワード的に挙げ、それに関する諸研究と問題点をまとめておきたい。

(一) 都市貴族と都市法

東島誠^①や保立道久^②が指摘するように、都市王権論の研究史上の前提として、戸田芳実の王朝都市論^③がある。都市貴族的土地所有としての荘園制のもとにおける分業・流通の中の都市の位置づけ、都市民の居住形態、および都鄙間交通や民衆運動の問題などを扱った戸田の論は、王権論を前面に出してはいないが、都市を支配することの意味を考える場合についても示唆を与えるものといえる。

保立は、このような戸田の研究などを受けて、都市王権規定は都市貴族その他の貴族範疇によって担保されねばならないことを強調する。例えば、平安期の王権が都市Ⅱ首都を押さえることによって、擬似的・外見的に国家的支配が可能になるのは、首都とその近郊に権門貴族の家庭的経済機構が展開する一方、地方との交通が権門貴族の共同管理(名目的にはそれを代表する天皇の管

理)のもとに置かれることによつていえる。また、土地所有の面からいえば、一〇世紀の国制改革によつて、都市貴族の集団的所有を本質とする国家的土地所有が成立し、都市王権はその土地所有を代表する国土領有高権としての性格を有することになる。さらに、住民の性格についても、都市貴族に従属する都市住民の成立が重要で、その住民組織こそが京都に集中した都市的な国家の下部機構の主体をなすものとして捉えられる^④。

保立は一方で、このような体制の成立に関して前代との対比を試みている。それによれば、奈良時代的な王権と国家は、畿内有力氏族が宮廷・官衙組織を担い、その集団が同時に官僚組織として全国を支配したものとされる。それは高度な官僚制的外観を示すが、内実は古代氏族が太政官の議政官組織の中核を担う公卿を出して宮廷と官衙の両方を担う、宮廷・貴族社会と官衙組織がまだ十分に区別されていない段階である。それに対して平安時代形成された王権の体制は、中央都市・京都を固有の支配領域とする都市的な王権があり、そのもとに畿内の本貫地から離れて平安京に集住するようになった都市貴族が結集して宮廷を組織し、その下に各「道」に専業する官人が官衙組織を構成するような分節化された支配組織である。ここに本格的な都市王権と都市貴族の都市宮廷世界、都市的な文化と奢侈に取り囲まれた貴族世界が生

まれた。宇多朝の寛平新制こそは、中央貴族の地方への留任、地方民の冒名仮蔭を禁じ、五位以上の居住範囲を京都盆地周辺に限定したもので、都市王権の成立宣言といえる。^⑤

さらに、王権による都市支配の法Ⅱ都市法としての性格を有するものとして「新制」が重視される。この新制から王権の都市支配の問題を論じた黒田絃一郎^⑥、棚橋光男^⑦らの研究が、都市王権論のもう一つの前提となっている。保立はこれらの研究を発展させ、新制などの都市法令にみられる特徴を分析して、自然に強く規定される農村に対して、都市の本質であるところの集住・分業等による「開明性」を強調している。^⑧また、都市王権の統治法、新制・徳政の一環として、市場法・貨幣法・財政法などの多様な側面を有していた活働法についても論じている。^⑩

以上、保立の都市王権論を中心に、その前提にまで遡ってみてきたが、当該期の国家支配において王権による都市（首都）支配が重要な意味をもっていたことが、様々な側面から明らかになったことが大きな成果といえる。その都市王権論の特徴として指摘できるのは、王権を支える貴族とその社会的基盤にウエイトが置かれ、王権の都市支配の実証的根拠として都市法が重視されることである。このような視角は学ぶべき点が多いが、貴族の都市住民としてのあり方や、都市法を成り立たせている基盤については、

深めるべき余地が残されているように思われる。これらの点については、貴族を含む首都の住民の実際の生活過程や、王権と住民を結ぶ公共性の観点から捉え返すことよって、権門を含み込んだ首都支配における王権の果たす役割や都市法のもつ意味がより明確になるのではなかろうか。これが決してないものねだりでないことは、保立が黒田俊雄の権門体制論を批判して、その中に都市論が十分に位置づけられていないことを指摘し、諸権門・諸官衙を横断して存在する権門貴族と都市住民の対抗・対応関係を問題にすべきことを論じていることと関係するからである。このような都市社会を構成する貴族・住民の横断性を保障するものとして、住民各層の生活過程とも密接な関係がある公共性の観点を導入する必要があるのではなかろうか。

なお、保立の都市王権論は、歴史的段階として捉えられる傾向が強いように思われる。その場合、成立期に比べると、終末期については曖昧さが残る。都市王権の次の時代を地域複合国家とするが、^⑪両概念は時代を分かち同一レベルの概念といえるかどうか疑問が残る。そもそも最初に述べたように、都市王権を果たして歴史上の一段階として実体的に捉えることができるか、検討を要するように思われる。

(2) 生活過程と都市空間

仁藤智子は、都市論と王権論との結節点として都市王権論を位置づけ、保立と並んでこの分野の研究をリードしてきた。しかしその視点は、保立のそれと異なり、都市民の生活過程と都市(首都)空間に着目する点に大きな特色がある。

前者について、仁藤は、全国を直接統治する王権から都市王権への九世紀における変化は、官僚制などの支配機構の成熟によって可能となったことを指摘する一方で、都市王権成立の背景には、王権に依存して生活する貴族や都市民の形成を重視する。具体的には、平安初期の禄制改革に注目し、例えば平安京に生活する官人たちが銭貨を得るためには馬料の支給に頼らざるをえなくなるように、基本的な生活の糧である米・銭・絹を王権からの再配分に依存せざるをえないのであり、王権への依存性を強めていったのである。^⑥このように仁藤の都市王権論は、平安京住民の王権への依存性を、在地から切り離されて都市民化する過程と関連させて捉える点に特徴があり、都市民としての生活のあり方に即して都市王権成立の必然性を説明している点が重要である。

ところで、仁藤に先だつて、筆者も保立の驥尾に付して都市王権を論じたが、その際、都市民の生活環境との関係を重視した。^⑦具体的にいえば、保立がすでに指摘している「夜の静謐」に加え

て、汚穢の管理など、都市機能の維持に関わる財源(財やサービス)を住民へ賦課してゆく構造に注目した。そして、そのような負担、特に穢に関わるものを貴族層が下層人民に転嫁することによって生じる賤民に対する差別の問題に言及し、いずれにも王権が深く関わっていることを述べた。つまり王権―権門―賤民がそれぞれ根底のところでは都市の社会的再生産を分担しあう関係にあることを論じた。

ただ、都市機能の維持をめぐる貴族と賤民との関係の問題を負担転嫁の視角からのみ論じたのは、これまでの非人論などの研究史を十分にふまえておらず、王権のもとで権門と賤民とが首都社会の中で形成されてくる説明としては不十分であったことを認めざるをえない。また、都市機能の再生産を「共同消費」の観点から論じ、米などの個別的消費が銭を媒介して都市を維持する公共的労働にリンクする構造を指摘したが、単なる物質的消費の問題だけではなく、祭祀や習俗などのイデオロギー的な領域も組み込んで、都市民の生活過程をより総合的に捉える必要があると考えている。

なお、筆者は、都市民の生活過程への王権の関与として、京中賑給について分析したことがあるが、都市における飢餓と王権との関係について、東島誠が興味深い指摘をしている。すなわち、

承和の変時の賑給は、都城の王朝都市化の先駆的なあり方を示しており、都市化した住民を多数抱え込んだことにより、住民の食を満たす都市王権へのシフトを余儀なくしたことを示す事例とする。また、時期は下るが、平氏の「謀叛」による王権の危機において、(四方(国)ヨモノクニが塞がり、中国ウチツクニが飢える)という修辭は、謀反と流通途絶が中世国家と王権の問題を考える上で重要であり、寿永二年(一一八三)一〇月宣言はかかる問題への対応として捉えることができるという^⑩。

一方、木村茂光は、都市王権を中核とする王朝国家にとって都市政策は欠くことのできないものであるとし、その一例として京中の賑給や施米を取り上げる。そして、都市王権の都市支配を担う勢力として検非違使が登場し、賑給・施米・キヨメという都市支配のイデオロギー的根幹を検非違使が掌握したことを、王朝国家における京中支配の特徴とする^⑪。

以上、食の給付など、生活過程に関わる支配に注目した都市王権論をみてきたが、筆者も含めて共通して指摘できるのは、それを媒介にした王権の都市支配がどのようにして国家支配につながるのか、その具体的なメカニズムが必ずしも明らかになっていないことである。木村は、都市王権と王朝国家との関係について、受領への諸国支配の委任や王土王民思想から説明しているが、王

権による都市の秩序維持が国家の秩序とどのように結びつくかについては明言していない。この点については、多種多様な首都住民が生活の場を共通にする公共性の観点を媒介にすることによって一定の説明が可能になると思われる。

次に、仁藤の都市王権論のいま一つの重要な論点である都市空間論を取り上げたい^⑫。その研究の特徴は、固閑、行幸、境界祭祀などの分析を通じて、首都を中心とする空間構成の歴史的变化を都市王権論に取り込んでいるところにある。

それによれば、九世紀になって、京の外への境界が京により近い地点に設定されるようになったが、その境界は流通・交通の要衝であつて、境界祭祀の行われる場でもあつた。これは平安京をとりまく新たな流通経済圏の形成に対応したものであり、九世紀を通じて内裏・平安京を中心とした同心円的な空間構造が、現実の交通・流通体系に沿う形で形成されたことを示す。そこにおける王権の特徴として、天皇の畿外行幸が行われなくなり、内裏内での諸儀式への出御も減るような状況下で、天皇をとりまく清浄観が形成されてゆくことが重要である。また、固閑儀は、王権構成者の交代時に、王権が畿内と畿外を変わらず支配していることを天下に示す境界儀礼として、あるいは平安京を中心とする空間認識を満たす儀式として位置づけられる^⑬。

一方で、平安期に開闢が重視されるようになるのは、先述したように王権に依存してしか生活の糧を得られない都市民が形成されるのに対応して、都市王として流通・交通の生命線を開闢することが重視されるようになることと対応している。また、前述の内裏・平安京を中心とする同心円的空間認識の形成は、王権が現実の都市生活に対応してゆく必要性に迫られたことを背景にもつのであり、都市民の利害を守ることに当該期の王権の特質を看取できるという。²⁴このように仁藤の都市空間論は、都市民の生活過程の問題と深く結びつくものとして捉えられている点が重要である。

保立は、仁藤の都市空間論を一部取り入れつつ、対外関係も視野に入れた論を展開している。すなわち、都市空間を分節化する特殊な閉鎖空間の形成に対応する王権のあり方は、菅原道真の主導した先述の寛平新制によって決定された。ここでは、王権の周囲を都市貴族が分厚く取り巻き、繁雑で人為的な儀礼体系や衛生観念などによって、王の生活は人為的・身分的に創り出された一種の仮想空間の内部に絡め取られている。天皇の周囲は藏人と検非違使によって固められ、そこからは穢が嚴格に排除される。これは国際的環境の変化にも対応したもので、九世紀以降、民族複合国家段階と異なる排外的な体制のもとで、万世一系イデオロ

ギー・神国思想など、東アジア諸国と日本の国制を差別化し、天皇を神格化する体制の中で穢意識が独自の発展を遂げるのである。²⁵

以上のように、都市民の生活過程や都市空間の問題は、都市王権を考える場合の不可欠の論点といえる。それに対して西村さともは、前記保立の著書が出される以前であるが、これまでの都市王権論の問題点として、「王権が固有の支配領域をもちながら、諸地域を統治するシステムがどのようにして成り立つのかは、必ずしも明らかではない」という疑問を投げかけている。²⁶これは先に述べた筆者の指摘と重なるが、都市王権論の根幹に関わる重要な指摘と思われる。西村は、権力によって人々を編成する諸関係の結節点として宮や京を位置づけるとともに、平安京に至る歴史を、同質化され閉じられた統治空間の形成と、その反面としての外部への差別化として捉え、そこに国家と首都とが関係し合う構造がみられることに注意を喚起している。この指摘は前述の保立の論とも通ずるところがあるが、本稿では西村とは違った角度から、首都の公共的な領域に注目することによって、国家と首都との関係性について考える視点を提示してみたい。

① 東島「都市王権と中世国家」鈴木正幸編『王と公』柏書房、一九九八年。

② 保立「都市王権と貴族範疇」『日本史の方法』一、二〇〇五年。

- ③ 戸田「王朝都市論の問題点」「王朝都市と荘園体制」(「初期中世社会史の研究」東京大学出版会、一九九一年、初出一九七四・一九七六年)など。
- ④ 保立前掲註②論文。
- ⑤ 保立「平安王朝」(岩波書店、一九九六年)二九〇、五七〇頁。
- ⑥ 黒田「日本中世の国家と天皇」(「中世都市京都の研究」校倉書房、一九九六年、初出一九七六年)。
- ⑦ 棚橋「院権力論」(「中世成立期の法と国家」塙書房、一九八三年)、「後白河の新制と都市法」(「後白河法皇」講談社、一九九五年)。
- ⑧ 保立「都市王権論の原型」(「歴史学をみつめ直す」校倉書房、二〇〇四年、初出一九九八年)。
- ⑨ 同「町の中世的展開と支配」(高橋康夫・吉田伸之編「日本都市史研究入門」II、東京大学出版会、一九九〇年)。
- ⑩ 同「中世前期の新制と法備法」(「歴史学研究」六八七、一九九六年)。
- ⑪ これについては、高橋昌明によって取り上げられた「社会的生活過程」概念(「社会史の位置と意義について」「中世史の理論と方法」校倉書房、一九九七年、初出一九八三年)との関係が問題になるが、以下にふれる研究では、必ずしもそれを前提にして論じられているわけではない。しかし、公共性の問題を考える場合、物質的・精神的領域における(社会的)生活過程との関係をどう把握するかは重要な課題である。
- ⑫ 保立前掲註②論文、八頁。
- ⑬ 同右、一四頁。
- ⑭ 仁藤「都市王権」の成立と展開」(「歴史学研究」七六八、二〇〇二年)。

- ⑮ 同右。
- ⑯ 仁藤「律令官僚制の再編と禄制改革」(「平安初期の王権と官僚制」吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年)。
- ⑰ 拙稿「平安京の生活の転換」(新版「古代の日本」六、角川書店、一九九一年)。
- ⑱ 拙稿「都城における支配と住民」(岸俊男教授退官記念会編「日本政治社会史研究」中、塙書房、一九八四年)、「京中賑給」に関する基礎的考察」(「富山大学人文学部紀要」二二、一九八七年)。
- ⑲ 東島前掲註①論文。
- ⑳ 木村「一〇世紀の転換と王朝国家」(「歴史学研究」日本史研究会編「日本史講座」三、東京大学出版会、二〇〇四年)。
- ㉑ なお、筆者も平安京の都市空間について言及したことがあるが(「平安京への道」水本邦彦編「京都と京街道」吉川弘文館、二〇〇二年)、その際に当然言及すべき仁藤の研究を逸した非礼をこの場を借りてお詫びしたい。
- ㉒ 仁藤「古代における王権の空間認識」(前掲註⑬書、一部初出一九九六年)。
- ㉓ 同「固圜儀の展開と王権」(前掲註⑬書)一七七頁。
- ㉔ 同、前掲註⑬論文。
- ㉕ 保立「黄金国家」(青木書店、二〇〇四年)二三三～三三八頁。
- ㉖ 西村「表象としての平安京」(「平安京の空間と文学」吉川弘文館、二〇〇五年、初出二〇〇二年)三四頁。

三 都市王権と公共性

都市王権論のこれまでの研究をふまえれば、つまるところ(都

市—王権—國家の連関をどう考えるかに尽きるように思われる。そしてこの問題を解く一つの鍵は、これまでの叙述で示唆してきたように、都市の公共性と國家の秩序が王権を結節点として結びつく構造に注目することである。そうすることによって、保立が取り上げた都市法や穢、また仁藤や筆者が考察した都市民の生活過程、また仁藤が論じた首都を中心とする空間構成などの論点を総合的に生かして発展させることができるように思われる。

これまでの都市王権論によって、王権が都市機能と密接に結びついていることが明らかになってきているが、先にふれた西村も述べているように、都市というものを、人と人を結びつける機能的な側面、すなわち〈関係性としての都市〉という視点から捉えた場合、その関係性の維持に王権が深く関わっている構造を明らかにすることが都市王権論の要諦といえる。そのような関係性の中心をなすのは、貴賤老少、多種多様な首都住民を結びつける共通する利益や関心に関わる公共性である。

公共性を媒介として、首都の秩序が國家の秩序と結びつく構造がどのようにして形成されるか、ここでは機能論と空間論の二つの研究について考えてみたい。前者に関しては、(1)で筆者がこれまで取り上げてきた清掃と救貧の問題をこの中に位置づけて再論したい。後者については、(2)で都市を空間として規律化

する権力のあり方を祭祀・習俗面から取り上げることにする。これらのうち特に後者は、これまで公共性という観点からあまり取り上げられることはなかったが、祭祀や習俗は、一面では都市住民に共通した招福除災などの願望の表現形態であるとともに、神をはじめとする超自然的なものを媒介とした國家の危機管理という面ももつという点で、〈都市—王権—國家〉の関係に迫るための格好の素材になりうると考える。そこで、この視点から従来の研究を読み替えることを試みるとともに、若干の具体的事例にも言及するが、本欄の性格から考え方の大枠を示すに止め、詳細は別の機会に譲りたい。

なお、これまで「都市」と「首都」とを混用してきたが、具体的に対象にするのは首都である。もちろん、首都は都市の中の特殊なものであり、一國の支配機関と支配階級の集積された場として都市一般とは区別され、そこにおける公共性の問題も独自の展開をみせる点に留意する必要がある^①。都市王権論ではこれまでその区別を厳密に行つてこなかった点に問題があるが、今回はこの問題に深入りせず、以下では、京およびその周辺を取り上げる際に、実態に即して首都という語を主として用いることにする。

(1) 首都の清浄と国家の秩序

都市的集住とともに、汚穢とその除去は普遍的な問題として立ち現れる。日本でも例外ではなく、藤原京段階から、首都の「穢臭」が問題にされ、九世紀には清掃懈怠者への罰則が細かく定められるようになる。そこには、首都の清浄を礼制に基づく国家の莊嚴の問題として捉え、首都の秩序を維持することが国家の秩序に結びつく回路がすでに形成されていたことが窺える。その秩序を守らせる上で、違反者（特に官人層）告発の権限をめぐって、九世紀には京職と彈正台との競合関係がみられたが、それは王権に対するタテの奉仕秩序維持に関わる官司とヨコの領域的秩序維持に関わる官司との相剋という性格を有していた^②。しかし、ここでは王権の関与は間接的で、当該問題を都市王権の機能と関わらせて論ずることができるかどうかは今後の課題として保留しておくきたい。

一方で、死骸の処理を命ずる詔が奈良時代から出されているが、これは賑給などと同様に、全国を対象とした王権の徳政の一環としての性格が強かった。また、神社や寺院などの宗教施設の清掃も七世紀末から確認できるが、それは「神の怒り」と対応した除災觀念と密接な関係があり、これも八・九世紀においては主として全国を対象としたものであった。

九世紀末以後、祟をもたらず神社などの穢の処理にあたる者として、王権直属の検非違使が中心となり、その活動対象として京と周辺が重視されるようになる。そして、霖雨時における止雨の行事として、検非違使が神社などの穢の実検・処理にあたるという慣例が形成される^③。

霖雨の影響として重要なことは、都市機能に直接影響を及ぼすという点である。その最たるものは交通の途絶であり、都市化が進み外部依存性が高まるほど、その影響は広く及ぶことになる。

一方、検非違使が首都を中心とする道や橋、津などの交通施設の管理に関わるようになっていくことが指摘されているが、それは王権が首都機能の維持と密接な関係をもつようになってくることを示している。検非違使が霖雨をもたらず穢の原因としての死骸の実検・処理にあたるのは、いわば、都市機能維持に果たす彼らの役割の一環であったともいえるのである。

いま一つ、霖雨と密接な関係にあるのは、京内で行われる賑給である。九世紀になつて京を対象とする賑給では、霖雨時に行うものが顕著となり、それがやがて年中行事化するが、これも平安京の都市機能のマヒが都市貧民にもたらず影響の表れといえる。そして検非違使は、その賑給の実行部隊としても重要な役割を果たすことになる^④。

このように、穢の処理と貧民救済がともに首都機能の維持と密接な関係にあり、その両者に王権の手足となつて働く検非違使が重要な役割を果たしていたことがわかる。すなわち、清浄性の維持と救貧という公共の問題への対応が、都市機能において果たす王権の役割として重視されるのである。そしてそれらの公共の問題は、神の祟として認識される霖雨への対応として、王権による国家の危機管理という側面ももっていた。^⑥ここに都市王権が実質的に支配する首都の機能の維持と、国家の秩序維持とが、公共性を媒介にして結びつく構造を見てとることができる。

（2） 首都空間の秩序

首都の秩序と国家の秩序が王権を媒介として結びつく構造は、機能面とともに、空間面からも考察する必要がある。都市王権論を首都空間と関わらせて論じたものとして、先述のように仁藤の業績があり、また保立は天皇を中心とする浄穢の空間構造論を取り入れて論じている。この論のもとには大山喬平の問題提起があり、^⑦その要点は、首都における天皇を中心とする浄穢の構造に注目し、穢が国家的に管理されるもつて、穢の「キヨメ」を職能とする人々が差別されるしくみについて論じたものである。このような浄穢の意識と、天皇を中心とする同心円的な皇都―畿内

―外国、中心と周縁、国家の境界等々の空間意識との関係は、村井章介、伊藤喜良などによつても展開された。

しかし、これに対して、片岡耕平は、「穢」と「邪気」との混同を批判し、「キヨメの都市的構造」によつてその外側に追いやられるのは邪気であり、穢ではないとする。また内裏・天皇と穢との関係についても、神事に穢が及ぶことや、結果として神事が疎かになることが問題となるのであつて、キヨメの都市的構造が想定する、天皇の身体に穢が及ぶことによる国家秩序の動揺というのはあたらなとする。つまり、天皇には清浄であるべき神を穢から守ること、神事を予定どおり遂行することが求められているのであつて、天皇自体の清浄性を強調することは誤りであるといふのである。^⑩

確かに、天皇の清浄性を前提にして、首都空間およびその外延の性格を浄穢関係に結びつけて論ずることは問題が多いが、京という領域が王権の支配とどのように関係しているのか、意識形態も含めて考察する視角は批判的に継承する必要がある、浄穢の空間構造もアプリアオリに存在したのではなく、歴史的に形成されてきたものとして捉え返すことによつて、そのもつ意味に新たな光をあてることができるように思われる。

日本の京は、プランを模倣した中国とは異なり、その域内を諸

国と区別して特別に支配する官司として京職（ミサトノツカサ）が設けられている点に特徴があり、王権の支配する特殊な領域という意識が強く働いていた。但し、これは制度上のことで、それが実際に当時の人々にどのように意識されていたか不明な点が多い。そこで、それを広義の祭祀面から考えてみたい。

国家的行事としての大祓は、天皇の支配する京の清浄と結びつけられることがあるが、六月・二月の晦日に行われる恒例の大祓は、王権に奉仕する官人の罪をはらうもので、京という空間の穢をはらうものではない。しかし、臨時の大祓については、対象として京と諸国とが同時に行われる例が宝亀頃からみられるようになることが注意される。祓を通して京と（天下）諸国とが対比的に捉えられることは、京が王権の支配空間としての天下諸国と対をなし、かつその中心をなす空間として観念されるようになったことを示していると考えられる。このことは、また一方では平安前期から内裏の清浄性が強調されるようになることも連動していると思われる、王権を中心とする空間構造の形成として捉えることができよう。

大祓の中でも、天皇即位の大嘗祭に伴うものは、都市王権の性格を考える上で、次の点から重視される。

・ 潔斎の対象として、前述の京・国の対応関係が顕著に現れる。^⑭

・ 料物に九の倍数をなすものが多いのは、条別に帑銭を用いて買い整えることによるのであり（延喜左右京式）、京の空間を意識したものと考えられる。^⑮

・ 恒例大祓が「百官の大祓＋天皇の御贖」という構成をとるのに対して、大嘗祭に先だつて行われる一代一度の「羅城御贖」（延喜臨時祭式）は、京という空間を意識したものである。

・ 大嘗祭に際して羅城門外でも「解除」が行われるが（延喜左右京式）、時期が下つて『兵範記』仁安三年（一一六八）一月一三日条には、羅城門で大祓を行ったことが記されている。

なお、大嘗祭前に（京内の）道・橋の清掃を京職に命じるが（『貞観儀式』卷三）、前記仁安三年度大嘗祭においても、一〇月五日宣旨で京の道路の整備・清掃等を命じている。空間に対するハラエと、前節で述べたような京の清掃があわせて行われており、王権による首都支配の空間面と機能面とが有機的に結合していることに注意したい。^⑯

一方、除災の大祓も、もともと先述した神社の清掃などの国家的秩序維持のための清掃との関係がみられたが、それが頻見する宝亀期は、同じくこの時期に盛んに行われる疫神祭祀とも密接な

関係があった。^{①⑦} 谷口美樹は、疫神祭が季夏の祭祀である道饗祭と異なり突発的な疫病流行に対応するもので、空間的には宮・京・畿内という同心円構造が確立している点に注意を喚起している。^{①⑧}

このような疫神観念と穢観念とは本来区別されるものであり、前者は疫神祭などのマツリ、後者はハラエによって対処するという違いがあった。しかし、ともに災厄をもたらすものとして、奈良時代末より両者の対応が密接な関係をもつて行われるようになり、^{①⑨} 両観念が混交していったとみられ、いずれも空間的に把握されるようになっていったのではなからうか。

また、疫神祭祀や穢のように積極的に災厄を除去するための行為とは別に、消極的に身をつつしむ物忌も、避ける対象として、穢^{②①}とともに疫鬼・邪気などが意識され、この面からも両観念に連関が生じたと思われる。^{②②}したがって、本来京の領域性と無縁であった穢の意識においても、京を中心とする領域が意識されるようになっていったと考えられ、それが前記の王権を中心とする空間構造の形成につながり、またのちにみる洛中の穢が天下の穢につながるものとして観念されるようになる下地が形成されていったと思われる。

なお、物忌状態にあることを示す物忌札、および疫神観念と関係の深い蘇民将来札の最も古いものがともに長岡京から出土して

おり、^{②③} これらは、習俗としての物忌や疫よけの慣習がすでにその頃には存在していたことを示しているように思われる。時期的には、先述した奈良時代末期を画期とする疫神祭祀などの広まりを考えると、両者とも長岡京から出土していることは単なる偶然とは考えられないのではなからうか。

疫神観念のその後の展開をみると、疫神が洛中を横行するとの流言がみられることが注意される。^{②④} 疫神祭祀では当初より京が疫神から守る領域の一つとして設定されていたが、そのことが住民の意識にどのように内在化していったのかを考える上で興味深い事例といえる。また、それとも一部重なり合うが、洛中の貴賤一般が物忌に服するという現象を生ぜしめたり、^{②⑤} 民間での御霊会が行われたり、時には宗教的な運動が発生する場合があったことも重要である。^{②⑥} このように、災害を鬼神の横行と結びつけて首都の貴賤住民が共通した行動をとるようになることに注意する必要がある。

最後に、穢においても、「世間穢」「天下穢」などの語が院政期に多くみられることが指摘されていることにも目を向けておきたい。^{②⑦} すでに『小右記』にその例がみられるが、実際には、災害や疫病などで京中に広く穢が広まった状態をさす。院政期には、それに加えて、内裏や院御所など王権に関わる場に穢が及ぶことに

よって「天下穢」と判断されるようになる。これは、京が「天下」の具体的実体をなすとともに、王権を中心にして京と「天下」が結びつく構造を示しているといえる。

以上、祓、疫神祭祀、物忌、穢観念などを通して、王権をはじめとする統治者と被治者を拘束する論理の形成を論じてみた。そのなかで、京中を一つの空間として認識する思考様式が支配者側に形成されてくること、それが国家の秩序と運動するものと考えられたことを述べた。ただ、このような観念が被支配者側に実際にどのように受け取られたかという点については、いまだ明らかでない部分が多いが、最後に述べた宗教的運動にみられたような形を当時なりの公共領域のあり方を示すものとして捉えることができるかどうか一つの鍵となろう。

その点で注目されるのは、永長の大田楽に関する片岡耕平の研究である。それによれば、先にも述べたように、天皇は神の清浄を穢から守り、かつ神事が予定通り進行するように尽力する存在として位置づけられ、そのいずれかが果たされない場合、災害に結果するという共通認識が京の統治者・被治者において形成されていた。そのことが永長の大田楽においては、政府が世間穢による神事の延引という措置をとったのに対して、民衆は神がそれを受け入れていないとみて、神の怒りが災い（疫病）をもたらした

と考え、祇園御霊会にことよせて田楽を行い諸社へ参詣したという。^②このような首都住民の共通認識が民衆運動の背景にあることがわかり、上皇・貴族から庶民に至るまで、それにこめた思惑は異なるかもしれないが、田楽という共通した行動様式をとっている面にも注意したい。

いずれにしても、ここには首都住民において形成された公共領域が宗教的な形をとって表され、それと不可分の形で王権の役割が問われていた可能性が指摘できる。本稿で述べてきた公共領域と都市王権との関係を探る一つのテストケースとして、他の宗教的な諸運動と共に今後更に検討すべき問題であろう。

① 拙稿「古代国家の都市政策」（『日本史研究』五二七、二〇〇五年）。

② 同右。

③ 以上については、丹生谷哲一「検非違使とキョメ」（『検非違使（増補版）』平凡社、二〇〇八年、初出一九八〇年）、拙稿「古代の「清掃」と国家の秩序」（柴原永遠男他編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年）参照。なお、ここではふれなかったが、鎌倉時代前期の有職故実書である『禁秘抄』下（『群書類従』二六、故実叢書『禁秘抄』）は、

一、止雨

……凡霖雨之時、有_二官寮御卜、随_一其状（社_三崇文、有_二送_一穢穢氣方、遣_二実検使、尋_三子細、山陵同_一之、……（奉幣等）……

一、祈雨

先以_二藏人（若非藏人）、令_一弘_三神泉苑、承_二仰行向、率_三人夫

先池辺石水瀧、……諸社奉幣、随御下方有沙汰、……成崇社有奉幣也、……

とある。ここには、霖雨と旱魃とが同じく神の祟によるとする認識がみられる。一方、それぞれに対する止雨と祈雨とで行われることが対照的に書かれている。奉幣は両者に共通するが、止雨の場合は祟をなす神社の穢の実検が重視され、祈雨の場合は藏人などによる神泉苑の潜掃が記されている。このような対照的なあり方は平安時代の日記でも確かめられる。

- ④ 中原俊章「検非違使と「河」と「路」」(『ヒストリア』一〇五、一九八四年、同「中世公家と地下官人」(吉川弘文館、一九八七年)一三一〜一三七頁、大村拓生「儀式路の変遷と都市空間」(『中世京都首都論』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九〇年)など。

- ⑤ 丹生谷哲一「非人施行と公武政権」(前掲註③書、初出一九七九年)、前掲二註⑯拙稿。

- ⑥ 前掲註③拙稿。

- ⑦ 大山「中世の身分制と国家」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出一九七六年)。

- ⑧ 村井「中世日本列島の地域空間と国家」(『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年、初出一九八五年)。

- ⑨ 伊藤「日本中世の王権と権威」第一部(思文閣出版、一九九三年、初出一九八六〜一九九〇年)。

- ⑩ 片岡「中世の穢観念について」(『歴史』一〇二、二〇〇四年)。

- ⑪ 岸俊男「日本における「京」の成立」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、初出一九八二年)。

- ⑫ 『続日本紀』宝龟元年(『神護景雲四年、七七〇』)九月辛巳条、同宝龟七年六月甲戌条、『類聚国史』延暦四年(七九五)八月甲午条、『日本後紀』大同元年(八〇六)五月庚午条など。

- ⑬ 三宅和朗「古代大祓儀の基礎的考察」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年、初出一九九〇年)。

- ⑭ 『日本三代実録』元慶元年(八七七)八月二五日、三〇日条、『小右記』長和元年(一〇一一)八月二七日条、『兵範記』仁安三年(一一六八)八月三日条など。

- ⑮ なお保立も、大嘗会に關して『貞観儀式』にある估伽帳・伽長等名簿を進めさせる措置に言及し、都市王権としての特徴を見出している(前掲二註⑩論文)。

- ⑯ 首都機能の維持・管理と空間構造との関係については、大村拓生の考察がある(前掲註④論文)。そこでは、検非違使などによる路作や掃除という都市機能維持と、行幸路や首入洛などにみる王権と都市空間の関係とがわざわざ論じられている。

- ⑰ 前掲註③拙稿。

- ⑱ 谷口「輦轍機としての空海」(歴史と方法編集委員会編『歴史と方法』一、青木書店、一九九六年)三二頁。

- ⑲ 例えば、『続日本紀』宝龟九年(七七八)三月癸酉条によれば、大祓と畿内諸界の疫神祭とが同日に行われるという例がみられることが注目される。また、有名な史料であるが、『日本三代実録』貞観一四年(八七二)正月二〇日条に、

是月、京邑咳逆病発、死亡者衆、人間言、渤海客来、異土毒氣之令然焉、是日、大祓於建礼門前、以厭之、

- とある。これは「異土毒氣」をはらう大祓であり、本来の祓とは異なり、特定の悪しき対象をはらうという思想が強く表れており、外来の疫神に対する祭祀との親和性を窺うことができる。

- ⑳ 例えば、『左経記』万寿二年(二〇二五)二月一日条、『今昔物語集』卷二一四四など。

- ㉑ 例えば、『小右記』長和四年(二〇二五)六月二九日条、『今昔物語

集】巻二七一・二三、巻二八一・二九など。

②④ 西岡陽子によれば、物忌は本来ケガレへの警戒から出たものであり、物忌の原因となる怪異は神道のいわゆる触穢の規定からはずれていても、やはりケガレと意識されるべきものであったという（「物忌とケガレ」『古典と民俗学』一六、一九八五年）。穢概念を拡張するのは慎重であるべきであるが、災厄をもたらす対象にある種の連関が生じた可能性は否定できない。

②⑤ 物忌礼については、向日市埋蔵文化財センター『向日市埋蔵文化財調査報告書』六七（二〇〇五年）、蘇民将来礼については、長岡京市埋蔵文化財センター『長岡京市埋蔵文化財センター年報』平成一二年度（二〇〇二年）参照。

②⑥ 『本朝世紀』正暦五年（九九四）六月一六日条、『春記』永承七年（一〇五二）五月二八日条、『甲右記』康和五年（一一〇三）三月三日条、嘉承二年（一一〇七）三月三〇日条、『本朝世紀』仁平二年（一一五二）五月一八日条など。

②⑦ 『日本紀略』『小記目録』天元三年（九八〇）五月一日条、『扶桑略記』長久五年（一〇四四）六月三日条、『中右記』嘉保元年（一〇九四）閏三月廿日条、康和五年五月一三日条（↑前註の同年三月三日条に対応）、『本朝世紀』仁平二年五月一八日条（↑前註の同日条に対応）など。

②⑧ 例えば、前註②の正暦五年の疫神横行には、同年六月二七日の御霊会が対応する。また前註②⑤の仁平二年の疫鬼横行とそれによる洛中大物忌は、同四年の「夜須礼」との関係が考えられる（河音能平「ヤスライハナの成立」『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会、一九八四年、初出一九七四年。但しその意義づけについては検討を要する）。

②⑨ 和田実「院政期における天下触穢について」（『年報中世史研究』一

九、一九九四年）、青島史敏「平安時代の天下触穢について」（『三重大学史』九、二〇〇九年）など。

②⑩ 片岡「永長大田楽の動向」（『ヒストリア』二〇六、二〇〇七年）。

四 むすびにかえて

以上において、都市王権の首都に対する支配を機能・空間の両面から捉え、それが国家の秩序と連動する構造がどのようにして形成されるか、筆者を含むこれまでの研究を整理し、それを発展させる上で、現時点での展望をやや具体的に論じてみた。そこで明らかになったことは、上記の連関構造の形成を考えるのに、「穢」とそれへの対処のあり方を探ることが一つの有効な視点を提供すると考えられることである。穢と秩序とが密接な関係にあること自体はこれまでも論じられてきたが、穢という現象そのものに公共的な社会関係が埋め込まれていることに注意する必要がある。それは、服喪が血縁関係で閉じられた人々を対象とするのと対照的に、場を同じくする不特定多数の人々に伝染するという意味で、また、神の怒りによって時に広範な災厄をもたらすという意味で、まさに公共的な関係を体現する現象として捉えることができる。これが首都社会の中で管理されて国家の秩序維持と連動するという構造が形成されることを、機能・空間両面から探

つてみた。

但しこれは、都市王権を構成する問題の一つを深めたにすぎない。都市王権論に関する先行研究ですでに取り上げられている事柄でも、例えば都鄙間交通や流通などにおいて、京の秩序と国家の支配を結ぶ王権の役割についてはふれることができなかった。それに関しては、二（一）でふれた戸田・保立らの研究でも示唆されているが、本稿で試みたような公共性の論理で説明できるか否か、今後の検討に俟ちたい。また、「首都の平和」の問題や、火災と王権との関わりをはじめとして、〈都市—王権—国家〉の關係から捉え返しようと思われる論点は、他にも多々存在すると思われる。これらについても都市王権論が有効かどうか、議論が行われることを期待したい。

なお、最初に述べたように、日本の平安時代の都市と王権についての議論のみでなく、他の時代や地域にどれだけ妥当するか、比較研究が必要である。その際に例えば、本稿でみてきたような当初から王権が都市と密着して存在した場合だけではなく、西欧

中近世にみられるように、自律的な都市に対して、王権が外側から介入してくるようなケースも視野に入れて対比的に論ずる必要があるかもしれない。

① 山本幸司『穢と大赦』（平凡社、一九九二年）など参照。

② 高橋昌明「中世成立期における国家・社会と武力」（『武士の成立・武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年、初出一九九八年）、京樂真帆子「古代における「首都の平和」の成立過程」（『平安京都市社会史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出一九九九年）。

③ 大村拓生「火災と王権・貴族」（『前掲三註④書、初出一九九六年）。

④ 道路清掃や道路行政、港湾・河川管理、公共の安全など、本稿で言及したような事柄について、時代・地域は全く異なるが、近世バリにおける都市と王権との關係を論ずる際にも議論されており、特に王権がこれらの問題で都市の社会的諸集団に介入する論理として「公共善」が唱えられていることに注意したい（高澤紀恵「近世バリに生きる」岩波書店、二〇〇八年、特に第六章）。

〔付記〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究C「古代

首都の公共領域に関する基礎的研究」（課題番号二二五二〇六八

一）による研究成果の一部である。

（京都府立大学教授）